

平成 2 3 年 度
税 制 改 正 要 望

平成 2 2 年 8 月 3 1 日

農 林 水 産 省

〔税制改正要望事項（新規、延長）〕

第 1 農業経営の安定化

- 1 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例制度（交付金等を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の 2 年延長等（所得税・法人税）
- 2 農林漁業用輸入 A 重油の免税措置及び同国産 A 重油の還付措置（1 KL 当たり 2,040 円）の 2 年延長（石油石炭税）
- 3 肉用牛売却所得の課税の特例措置（市場等を通じて、肉用牛を 100 万円未満で売却（2,000 頭以内）した場合の免税措置）の 3 年延長（所得税・法人税、住民税）
- 4 口蹄疫対策特別措置法等に係る特例措置の創設（所得税・法人税、住民税）
- 5 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る特例措置の創設（登録免許税、不動産取得税 等）
- 6 独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象となるよう追加（所得税・法人税）
- 7 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地等を取得した場合の次の特例措置の 2 年延長
 - （1）所有権の移転登記の税率の軽減（2.0% → 0.8%）（登録免許税）
 - （2）課税標準の軽減（取得価格の 3 分の 1 控除等）（不動産取得税）
- 8 農業経営基盤強化促進法に基づく農地所有者代理事業により農用地等を取得した場合の次の特例措置の 2 年延長
 - （1）所有権の移転登記の税率の軽減（2.0% → 0.8%）（登録免許税）
 - （2）課税標準の軽減（取得価格の 3 分の 1 控除）（不動産取得税）
- 9 次の特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置の 5 年延長（所得税・法人税）
 - （1）市街化区域等の内外の農業用資産

- (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づくあっせん等による農用地区域内にある土地等
- 10 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置(0.4%→0.1%)の2年延長(登録免許税)
【経産省等3省庁共管】
 - (1) 農業信用基金協会
 - (2) 独立行政法人農林漁業信用基金
 - (3) 漁業信用基金協会
- 11 中小企業等の貸倒引当金の特例措置(16%割増)の2年延長(法人税)
【経産省等5省庁共管】
 - (1) 農業協同組合等
 - (2) 森林組合等
 - (3) 漁業協同組合等
- 12 特定退職金共済団体が受け取る利子等の非課税措置の創設(所得税)
【厚労省共管】
- 13 退職年金等積立金に対する法人税の課税の廃止(法人税)
【厚労省等5省庁共管】
- 14 中小企業者等の法人税率の引下げ(法人税)
【経産省共管】

第2 農林水産関連産業の振興

- 1 卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特例措置の創設(所得税・法人税、固定資産税)
- 2 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度(30%)の2年延長(所得税・法人税)
- 3 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく次の特例措置の2年延長
 - (1) 事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(所得税・法人税)

- (2) 事業用施設に係る資産割の特例（資産割1／4控除）（事業所税）
- 4 技術研究組合が試験研究用資産を取得した場合の所得計算の特例措置（圧縮記帳）の2年延長（法人税）
【経産省共管】
- 5 商品先物取引等における金融所得課税の一元化（所得税）
【経産省等3省庁共管】

第3 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- 1 地球温暖化対策を推進するための税制度の創設に伴う措置
【環境省共管】
 - (1) 地球温暖化対策推進のための税制上の措置について、既存の税制との関係等に考慮し、講ずること。
 - (2) その税収の使途として、農山漁村における再生可能エネルギー対策や、森林吸収源対策等を位置づけること。
- 2 グリーン投資減税（仮称）を創設するとともに、以下の設備を対象とすること（所得税・法人税）
【経産省等4省庁共管】
 - (1) バイオマスエタノール製造設備
 - (2) 木質・草本バイオマスガス利用装置
 - (3) 木質バイオマス利用加温装置
- 3 次の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却制度（10％等）の2年延長等（所得税・法人税）
 - (1) 振興山村地域（2年延長）
 - (2) 半島振興対策実施地域（拡充・2年延長）
【国交省共管】
 - (3) 過疎地域（2年延長）
【総務省等3省庁共管】
 - (4) 離島振興対策実施地域（拡充・2年延長）
【国交省共管】
 - (5) 奄美群島（拡充・2年延長）
【国交省共管】

- 4 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画により取得する機械・建物等の特別償却制度（15%等）の2年延長（所得税・法人税）

【経産省共管】

- 5 平成19年新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る税額の特例措置（4年間2分の1）の対象から被災代替償却資産を除外した上で2年延長（固定資産税・都市計画税）

【内閣府等4省庁共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の措置（相続税・贈与税）
- 2 山林所得に係る森林計画特別控除（20%）の2年延長（所得税）
- 3 植林費の損金算入の特例措置（35%）の2年延長（法人税）
- 4 グリーン投資減税（仮称）を創設するとともに、木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置を対象とすること（所得税・法人税）

【経産省等4省庁共管】

第5 水産施策の推進

- 1 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（1KL当たり2,040円）の2年延長（石油石炭税）（再掲）
- 2 特定の事業用資産（漁船）の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置の5年延長（所得税・法人税）

〔税制改正見直し事項（廃止）〕

- 1 次の特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置（所得税・法人税）
 - （１）市街化区域等の内外の林業用資産
 - （２）卸売市場の誘致区域の内外の資産
 - （３）農用地区域の内外の資産
 - （４）土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域の内外の資産
 - （５）農村地域における工業等導入地区の内外の資産
- 2 贈与税納税猶予の適用農地等を特定農業生産法人に使用貸借した場合の次の特例措置
 - （１）納税猶予の継続（贈与税）
 - （２）徴収猶予の継続（不動産取得税）
- 3 農地法に基づく次の特例措置
 - （１）特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（ $2.0\% \rightarrow 0.8\%$ ）（登録免許税）
 - （２）特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の課税標準の軽減（取得価格の $\frac{3}{10}$ 控除）（不動産取得税）
- 4 卸売市場法に基づく次の軽減措置（登録免許税）
 - （１）勧告等によってする登記の税率の軽減（ $0.7\% \rightarrow 0.5\%$ 等）
 - （２）会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減（ $2.0\% \rightarrow 0.4\%$ ）
- 5 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（入会権の持分相当額を減額）（不動産取得税）
- 6 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却（ 30% ）又は税額控除制度（ 7% ）（所得税・法人税）

【経産省等４省庁共管】

 - （１）バイオマスエタノール製造設備

- (2) 木質バイオマス発電装置
 - (3) 木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置
 - (4) 木質バイオマス利用加温装置
- 7 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）（所得税・法人税）
【経産省共管】
- 8 平成16年新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る特例措置（4年間2分の1）（固定資産税・都市計画税）
【内閣府等4省庁共管】
- 9 平成19年能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る特例措置（4年間2分の1）（固定資産税・都市計画税）
【内閣府等4省庁共管】
- 10 農地法に基づき買収された場合の次の特例措置（所得税・法人税）
- (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（譲渡がなかったものとみなす等）
 - (2) 収用換地等の場合の譲渡所得等の特別控除（譲渡所得から5,000万円を特別控除）